

労働基準関係法令違反に係る公表事案

長野労働局

最終更新日：令和4年3月1日

企業・事業場名称	所在地	公表日	違反法条	事案概要	その他参考事項
大栄産業	長野県大町市	R3.4.21	労働安全衛生法第100条 労働安全衛生規則第97条	4日以上の休業を要する労働災害が発生した際、遅滞なく労働者死傷病報告を提出しなかったもの	R3.4.21送検
神稲建設(株)	長野県飯田市	R3.5.20	労働安全衛生法第31条 労働安全衛生規則第653条	高さ9.3メートルの点検用通路の端に手すりを設置する等の墜落防止措置を講じずに請負人に作業を行わせたもの	R3.5.20送検
(株)原山組	長野県松本市	R3.10.8	労働安全衛生法第100条 労働安全衛生規則第97条	4日以上の休業を要する労働災害が発生した際、遅滞なく労働者死傷病報告を提出しなかったもの	R3.10.8送検
(株)イトウ	長野県安曇野市	R3.10.14	最低賃金法第4条	労働者29名に、4か月間の定期賃金合計約1750万円を支払わなかったもの	R3.10.14送検
(有)小平建設	長野県茅野市	R3.10.25	労働安全衛生法第100条 労働安全衛生規則第97条	4日以上の休業を要する労働災害が発生した際、遅滞なく労働者死傷病報告を提出しなかったもの	R3.10.25送検
(株)マルイ	長野県東御市	R3.11.1	労働基準法第101条	実際には違法な時間外・休日労働を行わせたにもかかわらず、労働基準監督官に対し虚偽の帳簿書類を提出したもの	R3.11.1送検
(株)キトウ	長野県長野市	R3.11.17	労働安全衛生法第100条 労働安全衛生規則第97条	4日以上の休業を要する労働災害が発生した際、遅滞なく労働者死傷病報告を提出しなかったもの	R3.11.17送検
(株)今井工務店	長野県北安曇郡小谷村	R3.12.8	労働安全衛生法第20条 労働安全衛生規則第164条	ドラグ・ショベルを、主たる用途以外の用途(伐倒木のつり上げ)に使用したものの	R3.12.8送検
東信観光開発(株)	長野県佐久市	R4.1.21	労働安全衛生法第59条 労働安全衛生規則第36条	特別教育を受けていない労働者にチェーンソーを用いて行う立木の伐木、造材の業務を行わせたもの	R4.1.21送検
California Gate	長野県茅野市	R4.2.4	労働安全衛生法第100条 労働安全衛生規則第97条	4日以上の休業を要する労働災害が発生した際、遅滞なく労働者死傷病報告を提出しなかったもの	R4.2.4送検

企業・事業場名称	所在地	公表日	違反法条	事案概要	その他参考事項
(有)高橋商会	長野県北佐久郡軽井沢町	R4.2.8	労働安全衛生法第100条 労働安全衛生規則第97条	4日以上の休業を要する労働災害が発生した際、遅滞なく労働者死傷病報告を提出しなかったもの	R4.2.8送検
(株)中信総合サービス	長野県岡谷市	R4.2.25	労働安全衛生法第21条 労働安全衛生規則第518条	足場等の安全な作業床を設けず、高さ2.9メートルにあるはしごの踏み面の上で労働者に作業を行わせたもの	R4.2.25送検